

会 議 記 録

会議名称	第13期（令和6・7年度）第3回杉並区男女共同参画推進区民懇談会
日 時	令和7年3月24日（月） 午後6時30分～8時15分
会 場	杉並区役所 第4会議室
出席者	委員 10名 関村委員、高畑委員、寺村委員、石坂委員、杉田委員、室委員、近藤委員、久水委員、石川委員、林委員
	事務局 10名 区民生活部長、男女共同参画担当課長、男女共同・犯罪被害者支援係長、担当者6名
傍聴者	1名
配布資料	資料1 杉並区における男女共同参画に関する区民啓発事業
会議次第	1 開会 2 議題 男女共同参画推進の意識啓発の課題と取組について 3 連絡事項等 4 閉会
会議要旨	<p>1 開会</p> <p>○事務局 男女共同参画推進区民懇談会（以下「区民懇談会」）を公開とすること、会議録を作成し、区公式ホームページで公開するため録音することについて、男女共同・犯罪被害者支援係長から説明。</p> <p>○事務局 区民生活部長より開会挨拶。</p> <p>司会の選出</p> <p>○事務局 杉並区男女共同参画区民懇談会運営要綱第4条2項「懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適したものを選出する」との規定に基づき、学識経験者選出の関村委員に進行を依頼することとし、各委員が了承。</p> <p>2 議題</p> <p>男女共同参画推進の意識啓発の課題と取組について</p> <p>○事務局 男女共同参画推進の意識啓発事業について、男女共同・犯罪被害者支援係長から説明。（省略）</p> <p>○進行役 ただ今の説明について、ご意見を伺います。</p> <p>○委 員 区民啓発の方法について、紙ベースのPRや対面による啓発講座の実施は時代遅れだと思います。例えば、男女平等推進センターで独自のアカウントを作成し情報発信を行うことや、啓発講座をオンラインで配信することで、区民だけに限らず、区外の方への情報発信にもつながると考えます。</p> <p>○委 員 区のホームページの相談窓口案内がわかりづらいため、周知方法を改善する必要があると思います。例えば、相談窓口ごとに過去の相談事例を掲載することで、相談内容の具体的なイメージが付き、気軽に相談しやすくなると思います。</p> <p>○委 員 男女平等推進センターの啓発講座を原則男女平等推進センターで開催するという方針はとてもよいと思います。令和7年度の啓発講座の実施にあたり、企画運営団体向けの説明会が実施されると思いますが、企画運営団体間で情報共有を行えるよう交流の時間を設けていただきたいです。</p> <p>○委 員 ゆうCanをより多くの方に読んでもらうには、文章を減らし、視覚的に分かりやすい形式にすると手に取りやすくなると思います。</p> <p>○委 員 男女共同参画週間のパネル展示を見る人を増やすには、展示に加えて、参加型のイベントを実施し、人を常駐させることが効果的と考えます。女性に対する暴力をなくす運動のパネル展示では、杉並女性団体連絡会の協力で参加型のイベントを行ったことで、多くの区民と交流できたと思うので、来年度以降も継続して実施していただきたいです。</p>

地域団体への男女共同参画の意識づくりについては、広報・周知の工夫が必要だと考えます。例えば、啓発講座の企画運営団体や東京女子大学など男女共同参画に関わる団体に対して、広く周知を行うことが必要ではないでしょうか。

現在、男女平等推進センターには職員が常駐していないので、例えば、毎月第1土曜日にセンター長が常駐するなど、定期的に職員がセンターにいる体制を整えるとよいと思います。また、センターでイベントを実施すれば、来館者数がさらに増えると思います。地域団体への男女共同参画に関する意識づくりの講座についてもセンターで実施してはどうでしょうか。

○事務局 多くの方に講座に参加していただくための方法としてオンライン配信は効果的と考えています。一方、令和7年度においては、センターに足を運んでいただくことに重点を置きたいと考えており、今後の検討課題の一つとさせていただきます。

相談窓口の案内方法についても、ホームページの相談窓口案内のわかりやすい表示について研究させていただきます。

啓発講座に関しては、魅力的な講座を実施することで、センターにより足を運んでいただけるよう一層努めてまいります。また、企画運営団体向けの説明会では、団体同士で交流できる時間について検討します。

センターの職員配置に関するご意見については、全体の業務のあり方に関わる課題であるため、今後の参考とさせていただきます。

○委員 啓発及び周知活動については、対象者の年代や性別に応じた複数のPR方法を検討すべきだと思います。例えば、年配の方には紙媒体のPRが有効と思いますが、若年層にはSNSなどのデジタルツールを活用して周知を行うなど、対象者ごとに異なるアプローチをしていくことが必要だと思います。LINE配信の効果を見て、今後の方策を検討する必要があると思います。

パネル展示は誰かが見ていると、他の人も展示に興味を持ちやすくなると思うので、展示の場に人がいることが重要だと思います。また、直接足を運べない方へも啓発を行うことが必要だと思うので、イベントはオンライン配信をすることが必要と考えます。

相談業務について、初めから対人の相談窓口へ相談することは、若年層は特に心理的にハードルが高いと思います。例えば、AIを活用した相談ツールを設け、その後に対人窓口へ案内できるようになれば相談しやすくなると思います。

若年層は文字を読む機会が少ないと思うので、漫画を活用して、視覚的に訴えるような周知方法が効果的と考えます。

デートDV防止出前講座は、これまで公立の中学3年生と高校1年生に対して実施されていますが、高校2年生や3年生にも実施すべきと考えます。また、東京都では中学生の約半数が私立校に通っているといわれています。公立校に限定せず、私立校や男子校・女子校を含めて、実施校を拡大する必要があると考えます。

女性のための犯罪被害防止講座について、若年男性向けの講座も必要と考えます。

○委員 啓発講座の配信は、録画やアーカイブを活用し、オンラインで配信することが効果的だと思います。加えて、学校に対して講座をアーカイブで見られることを周知することで、事業の認知が広がり、センターの認知度向上にもつながると考えます。

YouTubeでゆうCanの内容を解説する動画を発信してはどうでしょうか。今回のゆうCanでは意識と生活実態調査について紹介されていますが、このような統計資料には、二次元コードを添付し、詳細なデータを確認できる手段を用意することが必要と考えます。

区役所のパネル展示を見た際に、展示スペースが暗いと感じました。節電も重要だと思いますが、パネルを見やすい照度は確保すべきと思います。また、ビデオによる展示内容の紹介など、区役所に訪れた方の興味を惹く仕掛けを設けることで、より多くの人に展示を見てもらえるようになると思います。

○委員 施策の検討には、ChatGPTなどの生成AIを活用することが有効だと思います。周知方法などの工夫について、AIに相談してみてもどうでしょうか。

啓発活動は単なる情報提供で終わるのではなく、学びに変えることが重要で、人々の行動変容を促すには、自発的な学びに繋げるための工夫が必要だと思います。

デートDV防止講座について、私立校に通う生徒は地域とのつながりが少なくなってしまう懸念があるので、私立校にも取組を広げることはよいと思いました。子どもが大人になる過程で、地域の中で男女共同参画に関する意識啓発を進めることが重要だと思います。

- 事務局 啓発活動について、適切に対象を定めて、情報が必要な人に届くようにすることが大切だとのこと意見をいただきました。例えば、LINE を使った配信では、セグメント配信が可能であり、興味や関心があるテーマに絞ってアプローチできると考えています。
- SNS を利用した相談事業については、予算の関係上すぐに実施することは難しいですが、今後の課題として検討したいと思います。
- デートDV 防止の出前講座については、令和7年度からは区内の私立高校へも講座の実施校を募集することとしています。
- その他のご意見についても、今後の検討課題とさせていただきます。
- 委員 啓発講座は原則センターで実施することですが、センターで講座を実施する場合の定員を教えてください。
- 事務局 センターの定員は40名です。41名以上の定員を設定する講座や料理講座など特定の設備を必要とする講座の場合には、他の施設を利用することも可能としています。ただし、原則として男女平等推進センターを会場として利用していただくよう企画運営団体へお願いしています。同じ建物内には「ゆうホール」という100人弱の人数を収容できる施設がありますが、このホールは他の所管が管理しています。ゆうホールの利用については、企画運営団体からの要望があれば、空き状況を確認し調整を図ることを考えています。
- 委員 男女平等推進センターはアクセスしづらい場所にあるため、足を運んでもらうには一度予算をかけて知名度の高い講師を招くことが有効と考えます。例えば、杉並社会福祉協議会が人気講師を招いて開催した講座は大人気で、多くの参加者が集まったと聞いています。
- これまでの講座は主に土日に開催されていますが、平日の夜間に開催することも試みてはどうでしょうか。土日に勤務がある方もいるため、平日夜間の開催は新たな参加者を呼び込む可能性があると思います。休日に開催する場合でも三連休を避けるなどの工夫が必要と考えます。オンラインによる配信は、パスワードを設けるなど著作権の問題などを考慮しつつ実施を検討してみたいかでしょうか。
- 啓発物の配布方法としては、幅広い年代の方が訪れる郵便局や高齢者施設に設置することが効果的だと思います。
- 事務局 現在、啓発物は区立施設で配布しています。今後、他にも配布できる施設を検討していきます。また、講師に関するご意見については、今後の事業の参考とさせていただきます。
- 委員 周知活動において、デジタルツールの活用が重要であり、その中でもコストを抑えて効果的に周知を行うには、LINE による周知を強化するのが有効だと考えます。LINE を有効活用するためには、まず杉並区公式 LINE の存在を広く知ってもらうことが大切だと思います。引越し手続きの際に LINE 公式アカウントの案内を行う、区公式ホームページのヘッダーに LINE を含めた公式 SNS のアイコンを掲載するなど、利用促進に向けた積極的な周知が必要と考えます。また、周知の際に LINE の登録によって得られるメリットを具体的に伝え、登録のモチベーションを行うことも重要と思います。Instagram のリール動画や YouTube ショートで「なみすけ」を活用したコンテンツを展開するのもよいと思いますが、コスト面も踏まえて、総合的なバランスから見て検討する必要があると考えます。
- ゆう Can を手にした人に LINE 配信をしていることを周知するために、ゆう Can の紙面、及びゆう Can の Web ページに LINE で配信を受け取る方法を記載するとよいと思います。
- パネル展示を見る人を増やすためには、参加者へのインセンティブが必要と考えます。例えば、スタンプラリーを行い、景品をもらえるようにすれば、興味を持って参加していただけるのではないのでしょうか。
- 相談業務については、LINE 相談を導入するのがよいと考えます。現在のホームページでは相談窓口がわかりにくく、困っている方が相談しづらい状況だと感じました。ホームページにチャットボットを導入し、AI に窓口を提示してもらえるようになれば、適切な窓口アクセスしやすくなると思います。また、カレンダー表示で相談可能な日を直感的に把握できるようになるといいと感じました。
- 性的マイノリティ理解促進講座について、講座が YouTube にアーカイブとして残っていると、いつでも視聴可能となり、理解促進に効果的と考えます。また、豊岡市が制作した「マンガで考えよう！ジェンダーギャップ」という漫画は非常にわかりやすく、性的マイノリティに関する啓発物も漫画で作成すればコストもかからず、効果的な啓発ができると考えます。

パートナーシップ制度については、男女共同参画に関する意識と生活実態調査で「事実婚のカップルの届出を受け付け、二人の関係性を証明すること」に対する肯定的な意見が約9割に達しており、夫婦別姓を望むなど、事実婚関係の証明書発行を必要と感じている方も多くいると思います。現行の制度は性的マイノリティのカップルに限定されているので、見直しを検討していただきたいです。

○事務局

区ホームページでのチャットボットの活用に関しては、所管に確認します。

性的マイノリティに関する啓発、パートナーシップ制度に関するご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

○委員

本当に困っている若者は自ら必要な情報を得て、相談につながる事ができていると思います。他の委員からLINE相談が有効であるという意見もありましたが、実際に区以外でもLINE相談を実施しているところがあり、LINEを通じてシェルターの利用につながるケースも多くみられます。この場で考えたいことは、関心のない一般の方の意識の向上を図るためにどうすればよいかだと思います。例えば、デートDV防止講座では単なる男女交際における問題だと捉えられてしまわないように、その背後に性別による偏見があることを伝えるなど、広範なテーマにも踏み込んだ啓発活動を行うことが必要だと考えます。

○委員

図書館の書籍は、取り寄せが可能で、区民センターや区民集会所でも受け取れるため、男女平等推進センターの書籍も同様の取扱いができるとよいと感じました。

○委員

男女平等推進センターの書籍を借りた場合、返却に行くことが大変だと感じる人も多いと思います。そこで、センターだけでなく中央図書館など様々な施設で本を返却できるようにすると、利用者や登録者が増えるのではないのでしょうか。また、若年層への啓発の一環として、男女平等推進センターの愛称を募集してはどうでしょうか。

○委員

男女平等推進センター利用案内のリーフレットを見ると、本や部屋の数など、施設に関する情報が多くを占めていると感じました。また、「登録団体」は集会室などを利用できると記載されていますが、利用している団体がどのような活動をしているのかがわかりません。例えば、登録団体のコメントなどをパンフレットに掲載することで、よりわかりやすい内容になると思います。

パートナーシップ制度について、ホームページには、制度の資格要件などが記載されていますが、内容が堅苦しく、わかりにくいと感じました。利用者にとって重要なのは、制度を利用することで得られるメリットだと思います。例えば、病院での同意や生命保険の受取人になるなど、具体的な民間サービスとの関係について、わかりやすく説明することが大切ではないのでしょうか。

○進行役

本日の懇談会では、デジタルツールやコンテンツを活用した啓発に関する意見が多くありました。これらのツールを活用すれば、他自治体ではあまり行われていない施策として注目を集めることができ、効果的と考えます。

ただし、これらのコンテンツを「誰のために届けられるか」という視点から見ると、全体的に定型化・パターン化されている印象を受けました。例えば、講座などに「女性のための」といった表現が使われるなど、特定のイメージがついており、男性にも当てはまる問題などが見過ごされているように感じました。

パートナーシップ制度に関しても、現状の制度は、性的マイノリティに焦点が当てられていますが、事実婚の方も同様の不都合を抱えている状況があると感じます。

私が特に問題と感じたのは、本日の議題に上がった啓発活動が大人を対象とするものが多いことです。大人だけでなく、子どもも様々な困りごとを抱えています。子どもに対して情報を届け、具体的な支援につなげていくためには、学校や家庭に踏み込んだアプローチが必要と考えます。「男の子は」「女の子は」といった固定観念を取り除き、区民全体に届く啓発活動が必要と考えます。

4 連絡事項等

○事務局

次年度の懇談会のスケジュールなどについて説明。(省略)

5 閉会